

開発教育協会「機関誌発行規程」

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人開発教育協会（以下「本協会」という）は、本協会定款第5条第2号、第3号および第5号に基づき、開発教育の研究や実践に関する成果や課題、そしてこれに関する情報などを共有する場を提供し、開発教育の一層の普及発展に資することを趣旨として、機関誌（以下「本誌」という）を発行する。

(目的)

第2条 本規程は、本誌の発行に関して必要な事項を定めるとともに、本協会定款第61条に基づき、それに必要な委員会の組織および運営に関する事項について定める。

(名称および発行)

第3条 本誌の名称は『開発教育』とし、英語表記は *Journal of Development Education* とする。

2. 本誌は毎年1回、12月に発行することを原則とする。
3. 投稿や編集、査読や採否などに関する規程については、別に定める。

(委員会)

第4条 本誌を発行するために、本協会定款第61条に基づき、機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）および研究論文査読委員会（以下「査読委員会」という）をおく。

2. 両委員会は、それぞれ数名ずつの機関誌編集委員（以下「編集委員」という）および研究論文査読委員（以下「査読委員」という）、ならびに事務局担当者をもって組織する。
3. 両委員会の委員は、本協会の正会員、賛助会員、および一般の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。なお、それぞれの委員のうち少なくとも1名は理事が兼任するほか、査読委員については、学識経験を有する者を選任することとする。

(委員および事務局担当者)

第5条 両委員会に、委員長をおく。委員長の選任は委員による互選とする。

2. 編集委員長および査読委員長は、それぞれの委員会を代表し、その業務を統括する。
3. 両委員会には、副委員長をおくことができる。副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
4. 副編集委員長および副査読委員長は、それぞれの委員長を補佐する。また、それぞれの委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
5. 編集委員および査読委員は、それぞれの委員会に出席して審議や業務を行う。
6. それぞれの委員長が必要と認めた場合には、委員以外の者がそれぞれの委員会に出席し、意見を述べることができる。
7. それぞれの事務局担当者は、本誌の発行に必要な編集や査読などの日常的な業務を担う。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員は任期終了後であっても、後任の委員が選任されるまでは、その任に当たる。

2. 欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(編集委員会)

第7条 編集委員会は、本誌の編集や発行の作業の進捗に応じて、委員長が随時招集する。

2. 編集委員会は、以下の事項について審議するとともに、必要な業務を担う。

①本誌の編集や発行の方針や計画に関すること

②本誌各号の企画や構成および原稿の依頼・執筆・受稿・校正に関すること

③本誌の編集や発行などに関する規程の制定や改廃に関すること

④その他、本誌の編集や発行などに関して必要なこと

3. 査読の結果に基づき採択された研究論文の掲載を査読委員会から求められた際には、編集委員会は、本誌に研究論文を掲載するものとする。

4. 編集委員会の年間事業の計画やその結果については、理事会に報告して承認を得る。

5. 編集委員会の運営、本誌の発行や編集などに関して本規程に定めのない事項については、編集委員会で審議し、必要に応じて理事会の承認を得る。

(査読委員会)

第8条 査読委員会は、研究論文の応募状況や査読作業の進捗に応じて、委員長が随時招集する。

2. 査読委員会は、以下の事項について審議するとともに、必要な業務を担う。

①研究論文の募集や投稿に関すること

②研究論文の査読や採否に関すること

③研究論文の執筆要領および査読や採否などに関する規程の制定や改廃に関すること

④その他、査読や採否などに関して必要なこと

3. 査読委員会は、必要に応じて、投稿された研究論文の査読を委員以外の学識経験者などに依頼することができる。

4. 査読委員会は、査読結果から採択となった研究論文の機関誌への掲載を、編集委員会に対して求めることができる。

5. 査読委員会の運営、研究論文の投稿や査読などに関して本規程に定めのない事項については、査読委員会で審議し、必要に応じて理事会の承認を得る。

(改廃)

第9条 本規程の制定および改廃は、それぞれの委員会が発議し、理事会の議決を経て代表理事が行う。

附則

1. 本規程は、2019年4月27日から施行する。